

共通項目費用

		金額（税別）	単位	金額（税込）
A	認証書再交付料	5,000	円/件	5,500
B	英文認証書作成手数料	5,000	円/件	5,500
C	事業承継減額	(※1)	円/件	(※1)

注

- ※1 ・事業の譲渡や組織変更などにより、新規扱いになる場合(Q & A問1-8参照)、
- ケース1 旧事業者の年次調査のタイミングでの申請：調査手数料に1万円(税別)を加算する。
- ケース2 旧事業者の年次調査のタイミング以外の申請
- 2-1 旧事業者の業務内容から変更があり、追加の実地検査が必要な場合：臨時調査手数料と同額を請求する
- 2-2 旧事業者の業務内容から変更がなく、過去1年に旧事業者の調査がされており、これに基づき審査する場合：3万円(税別)
- ※2 他の認証機関による認証事業者が他機関から当会への移管の場合
- 評価工数の減が見込まれることから、年次調査手数料を適用する。

手数料加算による特別規程

1.標準処理期間を短縮する場合の特別規程

申請者からの申し出により、業務規程で定めた当会の標準処理期間を短縮して認証手続きの前倒しの依頼があった場合、事務工数の増加分として認証申請料を倍額として請求する。

途中辞退の場合のキャンセル規定

申請を受理後、申請の取下げや廃止を行う場合の、キャンセル料金を以下のとおりとする。

受理後実地検査前まで 50%

検査後判定前まで 80%

判定結果の認証否認 100%

認証手数料の徴収方法

1. 請求の時期

認証手数料は、検査が終了しないと確定しない実費部分があるので、請求は判定員の判定結果が出た段階で、一括請求するものとする。

判定結果が出た時点で、当会は速やかに請求書を作成し、送付する。

2. 支払期日及び支払い方法

原則として、請求書到着日の月末締め切り翌日末日までに当会の指定口座に振り込みにて入金するよう認証事業者に要請する。

認証事業者の通常の支払い基準が、上記の支払いサイトよりも長い場合は、認証事業者の申し出により、その支払い基準を認める。